

使用されている言葉の意味等

入院等施設に関するもの

<p>急性期病院 (医療保険)</p>	<p>急に病気やけがをしたり、通院中の慢性的な病気が悪化した時などに重篤な症状に対して集中的に手厚い治療や看護が受けられます。急性期治療が終了すれば、退院となり基本的には長く入院する事ができません。</p>
<p>回復期リハビリ病棟 (医療保険)</p>	<p>リハビリテーションを集中して行う所で、病気やけがの発生早期から、歩行や排泄など日常生活動作の向上と社会復帰を目的として集中的なリハビリを行います。入院期間は最長 90 日が限度です。</p>
<p>亜急性期病床 (医療保険)</p>	<p>自宅退院を目指す所で、急性期の治療を終え自宅へ退院する人に対して、引き続き一定期間の治療や看護が行われます。自宅への退院を支援する担当者が配置され、医師や看護師、医療相談員、その他の関係機関が協働して退院に向けた計画・指導・支援を行います。入院期間は最長 90 日です。</p>
<p>老健施設 (介護保険) 3 ヶ月毎の判定会議</p> <p>利用料 10 万円前後 (施設によって差があります)</p>	<p>介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭復帰のために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴等の日常サービスまで併せて提供する施設です。利用者一人ひとりの状態や目標に合わせたケアサービスを提供します。</p>
<p>療養型病院 (医療療養型・介護療養型)</p>	<p>急性期の治療が終了し病状が安定しているものの、引き続き医師の医学的管理や処置など必要度が高い人に医療と看護が合わせて提供されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療療養型は医療保険に対応し、酸素やチューブが入っている医療や処置の必要性が多い患者さんが入院する病院です。 ・ 介護療養型は介護保険に対応し、常に寝たきりの人(介護度 3)等が入院する病院です。
<p>緩和ケア病棟 (ホスピス病棟)</p>	<p>治癒する可能性がない終末期に生じるさまざまな苦痛を緩和して、その人らしい療養生活を行うことを目的としています。</p>
<p>地域密着型認知症対応型 共同生活介護(グループホーム)</p>	<p>認知症の高齢者が、1 グループ 9 人までの小人数で共同生活をする所です。排泄・食事・入浴など、日常生活上の介護及び機能訓練等のサービスを受けられ、病気になれば訪問診療や訪問看護が受けられます。</p>
<p>高齢者専用賃貸住宅</p>	<p>高齢者が安全快適に生活できるようバリアフリー設計になっており、入居者を高齢者世帯に特定した賃貸住宅です。</p>
<p>小規模多機能施設</p>	<p>在宅生活を支える「通い」「訪問」「宿泊」などを併せ持ち、利用者の希望に沿った柔軟なサービスを提供します。</p>
<p>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</p>	<p>食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄等、日常生活の介助、機能訓練、健康管理等が受けられます。</p>

在宅に関するもの

地域包括支援センター	高齢者や家族のなんでも相談窓口
かかりつけ医	居住地の身近なところで診療や健康管理を行う
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で受ける家事・介護サービス ①生活介護—調理、掃除、洗濯、買い物など ②身体介護—入浴、排泄、食事の介助、着替えなど 夜間巡回型もあります。
居宅療養管理指導 訪問診療	医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、看護師などが訪問して療養生活を送るための必要な助言を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。介護負担を少なくする移動の仕方や、生活の幅を広げるための外出訓練などを行います。
訪問看護	看護師などが自宅に訪問して、療養上のケアまたは必要な診療の補助を行います。健康チェック、医療器具の使用方の説明や管理、リハビリテーション等のサービスが受けられます。
住宅改修 利用料：上限額は 20 万円	風呂場やトイレの改修、手すりの設置、段差の解消等に対応します。
訪問入浴	自宅での入浴が困難な人に対して浴槽を持ち込んで行う入浴サービスです。
生活環境整備	自宅で療養生活するにあたって生活環境を整えます。
福祉用具貸与・購入 購入利用料： 上限額は 10 万円	自宅での日常生活が送りがやすくなるように福祉用具の購入・貸与ができます。 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換機、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト（吊り具をのぞく）、徘徊感知器等です。 車椅子、歩行器、ベッド、吸引器等 14 品目
通所介護施設(デイサービス)	通所の介護施設です。入浴・食事などの日常生活やレクリエーション、機能訓練を行います。
通所リハビリ施設(デイケア)	通所のリハビリ施設です。病院や介護老人保健施設等で、日常生活訓練、個別リハビリを行います。食事、入浴などの提供もあります。
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護 (ショートステイ)	短期間入所して、日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の 2 種類があります。
地域密着型認知症対応型 通所介護	施設へ通って、認知症のお年寄りに配慮した日常生活上の介護や機能訓練等が受けられます。